

○津山工業高等専門学校会計検査院等 指摘事項改善対策委員会規程

〔平成25年10月2日〕
規程第11号

改正 平成30年12月12日規程第11号

(設置の趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校に、会計検査院等の実地検査等により会計事務等に関する指摘を受けた事項（以下「指摘事項」という。）に関し、その改善対策等について検討・実施するために、会計検査院等指摘事項改善対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、前条の指摘事項について、発生原因の調査・検証及び今後の改善方策等を検討・策定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（第3号に掲げる者を除く。）
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 地域共同テクノセンター長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、校長をもって充てる。

2 委員長は、必要がある時は委員会を招集し、その議長となる。

3 副校長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第5条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成25年10月2日から施行し、平成25年9月30日から適用する。

附 則（平成30年12月12日規程第11号）

この規程は、平成30年12月12日から施行する。